別紙２

黒部市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との
ＳＤＧｓの推進に関する包括連携協定書

黒部市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、相互連携の強化によりＳＤＧｓを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）　環境・エネルギーに関すること
（２）　安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
（３）　産業・観光振興・賑わいづくりに関すること
（４）　健康・スポーツ・暮らしに関すること
（５）　教育・次世代への継承に関すること
（６）　ＳＤＧｓの普及促進に関すること

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第４条　甲、乙及び丙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、相手方の承諾なしに第三者に開示又は提供等してはならない。

２　甲、乙及び丙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第５条　本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月２５日

甲　　黒部市三日市１３０１番地
黒部市長
武　隈　義　一　　（自署）

乙　　魚津市江口５０４番地
北陸電力株式会社
理事 新川支店長
川　本　吉　伸　　（自署）

丙　　富山市牛島町１３番１５号
北陸電力送配電株式会社
執行役員　富山支社長
竹　内　要　一　　（自署）